

第9号議案

春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

国民健康保険の適正な運営を確保するため、国民健康保険税の税率を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日市国民健康保険税条例(昭和60年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の6.9」を「100分の7.1」に改める。

第5条中「25,000円」を「26,000円」に改める。

第6条第1号中「25,000円」を「26,000円」に改め、同条第2号中「12,500円」を「13,000円」に改め、同条第3号中「18,750円」を「19,500円」に改める。

第7条中「100分の1.7」を「100分の2.4」に改める。

第8条中「6,500円」を「8,000円」に改める。

第8条の2第1号中「6,500円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「3,250円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「4,875円」を「6,000円」に改める。

第9条中「100分の1.4」を「100分の2.2」に改める。

第10条中「11,000円」を「15,000円」に改める。

第24条第1号ア及びイ(ア)中「17,500円」を「18,200円」に改め、同号イ(イ)中「8,750円」を「9,100円」に改め、同号イ(ウ)中「13,125円」を「13,650円」に改め、同号ウ及びエ(ア)中「4,550円」を「5,600円」に改め、同号エ(イ)中「2,275円」を「2,800円」に改め、同号エ(ウ)中「3,413円」を「4,200円」に改め、同号オ中「7,700円」を「10,500円」に改め、同条第2号ア及びイ(ア)中「12,500円」を「13,000円」に改め、同号イ(イ)中「6,250円」を「6,500円」に改め、同号イ(ウ)中「9,375円」を「9,750円」に改め、同号ウ及びエ(ア)中「3,250円」を「4,000円」に改め、同号エ(イ)中「1,625円」を「2,000円」に改め、同号エ(ウ)中「2,438円」を「3,000円」に改め、同号オ中「5,500円」を「7,500円」に改め、同条第3号ア及びイ(ア)中「5,000円」を「5,200円」に改め、同号イ(イ)中「2,500円」を「2,600円」に改め、同号イ(ウ)中「3,750円」を「3,900円」に改め、同号ウ及びエ(ア)中「1,300円」を「1,600円」に改め、同号エ(イ)中「650円」を「800円」に改め、同号エ(ウ)中「975円」を「1,200円」に改め、同号オ中「2,200円」を「3,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。